

姫路医療生活協同組合 ヘルパーステーション（別所・あぼし・花北）  
 利用料に関する同意書 （令和5年4月1日より）

※利用料金は、介護保険負担割合証の交付内容に基づきご負担いただきます。

☆総合事業訪問介護（現行相当）

利用料（定額制）

\*下記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

対象者：要支援1・要支援2・事業対象者

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度	1176	1,470円	2,939円	4,408円
週2回	2349	2,936円	5,871円	8,806円
週2回を超える程度	3727	4,658円	9,316円	13,974円

その他加算について

加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	251円/月	501円/月	751円/月
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	125円/月	249円/月	374円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	251円/月	501円/月	751円/月

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（法定単位の13.7%増）と特定処遇改善加算特定加算Ⅰ（法定単位の6.3%増）と介護職員等ベースアップ等支援加算（法定単位の2.4%増）と地域加算（10.21%）を含んでいます。

☆介護給付（要介護1～5）

	提供時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満（算定要件あり）	167	230円	460円	690円
	20分以上30分未満	250	344円	688円	1032円
	30分以上1時間未満	396	546円	1091円	1636円
	1時間以上	579	797円	1593円	2389円

	以後30分を増すごとに+80単位	84	116円	231円	346円
生活援助	20分以上45分未満	183	252円	503円	754円
	45分以上	225	311円	621円	931円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上	67	身体介護の料金に93円加算	身体介護の料金に186円加算	身体介護の料金に279円加算
	45分以上	134	身体介護の料金に184円加算	身体介護の料金に368円加算	身体介護の料金に552円加算
	70分以上	201	身体介護の料金に277円加算	身体介護の料金に554円加算	身体介護の料金に830円加算

その他加算について

加算名	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	275円/月	550円/月	824円/月
緊急時訪問介護加算	100	138円/回	276円/回	414円/回
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	138円/月	276円/月	414円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	275円/月	550円/月	824円/月
早朝加算（午前6時～午前8時）	上記基本料金の25%増し			
夜間加算（午後6時～午後10時）				
深夜加算（午後10時～午前6時）	上記基本料金の50%増し			
2人の介護員等の場合	上記基本料金の200%増し			

※特定事業所加算Ⅱ（法定単位の10%増）、介護職員処遇改善加算Ⅰ（法定単位の13.7%増）と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（法定単位の6.3%増）と介護職員等ベースアップ等支援加算（法定単位の2.4%増）と地域加算（10.21%）を含んでいます。

初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は他の訪問介護員に同行訪問した場合。

2ヶ月間訪問介護の利用がなく、再び訪問介護を受けた場合

緊急時訪問加算・・・利用者及びその家族より要請を受け、ケアマネジャーが必要

と認め、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

早朝加算・・・午前6時～午前8時の間にサービスを提供した場合

夜間加算・・・午後6時～午後10時の間にサービスを提供した場合

深夜加算・・・午後10時～午前6時の間にサービスを提供した場合

生活機能向上連携加算Ⅰ・・・訪問リハビリ事業所の理学療法士等からICTを活用した動画やテレビ電話を用いた方法で助言を受け、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービス提供した場合

生活機能向上連携加算Ⅱ・・・訪問リハビリ事業所の理学療法士等が訪問リハを行う際に、サービス提供責任者が同行し、ともにアセスメントし、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービス提供した場合

初回のサービス月以降3月の間1か月につき算定

姫路医療生活協同組合 ヘルパーステーション「ひがし」に関する同意書  
(令和5年4月1日より)

※利用料金は、介護保険負担割合証の交付内容に基づきご負担いただきます。

☆総合事業訪問介護（現行相当）

利用料（定額制）

\*下記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

対象者：要支援1・要支援2・事業対象者

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
週1回程度	1176	1,470円	2,939円	4,408円
週2回	2349	2,936円	5,871円	8,806円
週2回を超える程度	3727	4,658円	9,316円	13,974円

その他加算について

加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	251円/月	501円/月	751円/月
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	125円/月	249円/月	374円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	251円/月	501円/月	751円/月

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（法定単位の13.7%増）と特定処遇改善加算特定加算Ⅰ（法定単位の6.3%増）と介護職員等ベースアップ等支援加算（法定単位の2.4%増）と地域加算（10.21%）を含んでいます。

☆総合事業訪問介護（訪問生活援助）

\*下記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により、若干の誤差が生じます。ご了承ください。（利用は週2回まで）

対象者：要支援1・要支援2・事業対象者

支給区分	単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満	183	187円/回	374円/回	561円/回
45分以上	225	230円/回	460円/回	690円/回

☆介護給付（要介護1～5）

	提供時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満（算定要件あり）	167	230円	460円	690円
	20分以上30分未満	250	344円	688円	1032円
	30分以上1時間未満	396	546円	1091円	1636円
	1時間以上	579	797円	1593円	2389円
	以後30分を増すごとに+80単位	84	116円	231円	346円
生活援助	20分以上45分未満	183	252円	503円	754円
	45分以上	225	311円	621円	931円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上	67	身体介護の料金に93円加算	身体介護の料金に186円加算	身体介護の料金に279円加算
	45分以上	134	身体介護の料金に184円加算	身体介護の料金に368円加算	身体介護の料金に552円加算
	70分以上	201	身体介護の料金に277円加算	身体介護の料金に554円加算	身体介護の料金に830円加算

その他加算について

加算名	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	275円/月	550円/月	824円/月
緊急時訪問介護加算	100	138円/回	276円/回	414円/回
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	138円/月	276円/月	414円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	275円/月	550円/月	824円/月
早朝加算（午前6時～午前8時）	上記基本料金の25%増し			
夜間加算（午後6時～午後10時）				
深夜加算（午後10時～午前6時）	上記基本料金の50%増し			

2人の介護員等の場合	上記基本料金の200%増し
<p>※特定事業所加算Ⅱ（法定単位の10%増）、介護職員処遇改善加算Ⅰ（法定単位の13.7%増）と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（法定単位の6.3%増）と介護職員等ベースアップ等支援加算（法定単位の2.4%増）と地域加算（10.21%）を含んでいます。</p>	
<p>初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は他の訪問介護員に同行訪問した場合。</p>	
<p>2ヶ月間訪問介護の利用がなく、再び訪問介護を受けた場合</p>	
<p>緊急時訪問加算・・・利用者及びその家族より要請を受け、ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合</p>	
<p>早朝加算・・・午前6時～午前8時の間にサービスを提供した場合</p>	
<p>夜間加算・・・午後6時～午後10時の間にサービスを提供した場合</p>	
<p>深夜加算・・・午後10時～午前6時の間にサービスを提供した場合</p>	
<p>生活機能向上連携加算Ⅰ・・・訪問リハビリ事業所の理学療法士等からICTを活用した動画やテレビ電話を用いた方法で助言を受け、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービス提供した場合</p>	
<p>生活機能向上連携加算Ⅱ・・・訪問リハビリ事業所の理学療法士等が訪問リハを行う際に、サービス提供責任者が同行し、ともにアセスメントし、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービス提供した場合 初回のサービス月以降3月の間1か月につき算定</p>	

## 姫路医療生活協同組合 居宅介護

## 利用料に関する同意書

※負担料金は受給者証に応じます

## ○基本料金

内容		単位数	利用料	自己負担(1割)	
居宅介護	居宅における身体介護	30分未満	255単位	3,970円	397円
		30分以上1時間未満	402単位	6,250円	625円
		1時間以上1時間30分未満	584単位	9,080円	908円
		1時間30分以上2時間未満	666単位	10,363円	1,037円
		2時間以上2時間30分未満	750単位	11,666円	1,167円
		2時間30分以上3時間未満	833単位	12,948円	1,295円
		3時間以上	916単位	14,252円	1,426円
		3時間以上30分増すごとに加算	83単位	1,282円	129円
	通院等介助(身体介護を伴う場合)	30分未満	255単位	3,970円	397円
		30分以上1時間未満	402単位	6,250円	625円
		1時間以上1時間30分未満	584単位	9,080円	908円
		1時間30分以上2時間未満	666単位	10,363円	1,037円
		2時間以上2時間30分未満	750単位	11,666円	1,167円
		2時間30分以上3時間未満	833単位	12,948円	1,295円
		3時間以上	916単位	14,252円	1,426円
		3時間以上30分を増すごとに加算	83単位	1,282円	129円
	家事援助	30分未満	105単位	1,638円	164円
		30分以上45分未満	152単位	2,361円	237円
		45分以上1時間未満	196単位	3,054円	306円
		1時間以上1時間15分未満	238単位	3,705円	371円
		1時間15分以上1時間30分未満	274単位	4,255円	426円
		1時間30分以上	309単位	4,804円	481円
		1時間30分以上15分を増すごとに加算	35単位	549円	55円
	通院等介助(身体介護を伴わない場合)	30分未満	105単位	1,638円	164円
		30分以上1時間未満	196単位	3,054円	306円
		1時間以上1時間30分未満	274単位	4,255円	426円
		1時間30分以上	343単位	5,334円	534円
		1時間30分以上30分増すごとに加算	69単位	1,079円	108円
通院等乗降介助		101単位	1,567円	157円	

加算	緊急時対応加算	100 単位	1,557 円	156 円
	喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	1,557 円	156 円
	初回加算	200 単位	3,115 円	312 円
	利用者負担上限管理加算	150 単位	2,331 円	234 円
	福祉専門職員等連携加算	564 単位	8,764 円	877 円
	早朝加算	基本料金の 25%割増		
	夜間加算	基本料金の 25%割増		
	深夜加算	基本料金の 50%割増		

※居宅介護:介護職員処遇改善加算Ⅰ(法定単位数 27.4%増)

※居宅介護:特定事業所加算Ⅱ(法定単位数の 10%増)

※居宅介護:福祉・介護職員等特定処遇改善加算特定加算Ⅰ(法定単位数 7.0%増)

※居宅介護:福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(法定単位数 4.5%増)

※2人の居宅介護従業者・重度訪問介護従業者・同行援護従業者による提供の場合は、  
×200/100となります。

## ○加算

### ※初回加算

新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、又は従業者に同行した場合に加算されます。

### ※利用者負担上限額管理加算

利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、上記の料金が加算されます。

### ※緊急時対応加算

居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

### ※福祉専門職員等連携加算

サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に新たに加算により評価されます。

### ※喀痰吸引等支援体制加算

喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に 1 日につき加算いたします。

### ※早朝/夜間/深夜加算

サービスの提供の時間帯により料金が加算されます。